

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

☞ 会社の創立記念パーティーの費用

Q：当社は、先日ホテルで、取引先、同業者、従業員による創立30周年パーティーを開催しました。

このパーティー費用のうち、従業員に係る金額は福利厚生費として処理して差し支えないでしょうか。

A：従業員に係る費用も含めて全額が交際費等に該当することになります。

【解説】

交際費等とは、「交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出する費用」とされており、この「事業に関係のある者」には従業員も含まれることとされています。

したがって、そのパーティーが従業員の福利厚生に役立つものであっても、その部分を交際費等から除くことは認められません。

もっとも、創立記念日等に際し従業員におおむね一律に社内において供与される通常の飲食に要する費用は福利厚生費とされ、交際費等には含まれないこととされています。

したがって、出席人数などの関係で適当な会場を都合できないため、ホテルの宴会場で行うような場合も、1人当たりの費用が通常要する費用の範囲内であれば福利厚生費として認められる余地はあると思われませんが、取引先などを招待して、創立何周年記念の祝賀パーティーを行うという場合等には、交際費等とされます。

